

ら起算して3月を超え1年以内に月1回に限り算定する。 【歯科矯正管理料】 300 点	<u>ために検査を行い、併せて義歯の適合を図るための管理を行った場合に月1回に限り算定する。</u> 【有床義歯調整管理料】 30 点 ⑨ <u>義歯管理料を算定した患者について、有床義歯の調整を行った場合に、1口腔につき月2回を限度として算定する。ただし、義歯管理料を算定した日における有床義歯の調整に係る費用は、算定できない。</u> 【歯科矯正管理料】 240 点 ⑩
---	---

3. 保険診療上の歯科用語の平易化

難解であるとの指摘のある保険診療上の歯科用語については、日本歯科医学会からの提案も参考としつつ、患者からみてより分かりやすい用語に改める。

現 行	改定案
補綴物維持管理料	<u>クラウン・ブリッジ維持管理料</u> ⑩
歯髄覆罩	<u>歯髄保護処置</u> ⑩
非侵襲性歯髄覆罩 (A-IPC)	<u>歯髄温存療法</u> ⑩
床裏装	<u>有床義歯内面適合法</u> ⑩
楔状欠損 (WSD)	<u>歯質くさび状欠損</u> ⑩